

24年8月25日

安全適正就業研修会開催の報告

24年度安全適正就業研修会は、企業及び公共施設に継続就業されている会員（3年以上）133名の方を対象に8月25日（土）開催しました。

今年も「センターのしくみと安全適正就業」について、志摩市シルバー人材センターの山崎勝也理事長から具体的な事例をあげて分かりやすく講演して頂きました。

続いて、事務局長から「適正就業に関する取扱基準」の説明をしました。

なお、当日欠席された対象会員には、研修会資料及び説明概要をお送りします。不明な点は事務局までお問合せください。

8月25日受講者数

就労対象会員133名

出席会員数 103名（安全適正委員 役職員含む）

○当日の写真スナップ（北勢福祉センター 2階 大会議室）

志摩市シルバー人材センター 山崎理事長の講演 市川理事長挨拶



安藤事務局長の説明



受講者



適正就業に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は公益社団法人いなべ市シルバー人材センター（以下「センター」という。）において会員の適正就業に関してその基準を定め、より多くの会員に就業機会を提供して就業の適正化を図ることを目的とする。

(継続就業の定義)

第2条 この基準において「継続就業」とは、同一職種・同一場所におおむね3ヶ月以上継続的または断続的に就業すること。また「就業期間」とは、同一職種・同一場所の継続就業が更新される期間をいう。

(就業基準)

第3条 就業基準は、次のとおりとする。

- (1) 継続就業の就業期間は1年とする。ただし、1年ごとに更新し就業期間は5年までとする。起算日は就業開始月とし、利用者の要望によりやむを得ないと判断される場合は代表理事、常務理事の協議を経て就業期限を延長することができる。
- (2) 公共の職場における継続就業年齢は、原則満70歳月の月末とする。ただし、別に定めのない場合は満75歳月の月末とする。
- (3) 企業における就業年齢は、企業の年齢規程による。
- (4) いなべ市福祉バス、スクールバス運転業務の継続就業年齢は原則満70歳月の月末とし、運行管理者、補助者は満75歳月の月末とする。
- (5) 単発受注については、就業開始から終了までの期間とする。
- (6) 1日の就業時間は原則8時間以内とし、1ヶ月の就業日数は原則10日以内とする。

(就業期間の確認)

第4条 センターは、就業を希望する会員に仕事を提供するときは、就業確認書または口頭をもって就業期間その他の内容を明示するものとする。ただし、単発受注については書面を省略することができる。

(就業の終了)

第5条 次の各号に該当するときは、その就業場所での就業を終了し、センターはその旨書面及び口頭で本人に通知する。

- (1) 健康上または日常の就業状態で就業規則、安全基準等の規則が十分履行されていないとき 及び就業日を10日に亘って休業するとき。

- (2) 利用者からの苦情があったとき。
- (3) 就業確認書の期間が終了し、その更新がなされなかったとき。

(就業の継続)

第6条 前条に該当しない場合は、原則としてその就業を継続することができるものとし、センターは継続が決定した会員にその旨書面または口頭で通知する。

(欠員の補充)

第7条 就業の終了によって生じる欠員の補充は、おおむね次の基準でセンター事務局が行う。

- (1) 原則として当該職種に就業を希望する会員。
- (2) 未就業会員及び継続就業していない会員。
- (3) 当該職種に対してより適正と認められる会員。
- (4) 利用者の要望する会員。

(その他)

第8条 この基準を運用するに当たり、必要な事項は理事会で決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年10月1日より施行し、施行日以前に就業している会員にも適用する。

(経過措置)

2 平成23年9月30日以前に就業している会員で、すでに就業年限が3年以上経過している会員は次の基準により終了とし順次高齢会員から欠員の補充をする。

- 8年以上・・・・・・・・・・24年9月30日（猶予期間1年）
- 6年～7年・・・・・・・・・・25年3月31日（猶予期間1年半）
- 4年～5年・・・・・・・・・・25年9月30日（猶予期間2年）
- 3年・・・・・・・・・・26年3月31日（猶予期間2年半）